

監査報告書

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン 1-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、併せて、正味財産増減計算書内訳表、財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果


- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、公益社団法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類等は、公益社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和元年5月9日

公益社団法人 日本オストミー協会

監事 角田 勇 
監事 村山 輝子 